

いしかわけんりつ とくべつしえんがっこうどうそうかいかいそく
石川県立いしかわ特別支援学校同窓会会則（案）

第1条 この会は、石川県立いしかわ特別支援学校同窓会と、事務局を同校内におきます。

第2条 この会は母校との連絡をよくとりながら、会員が仲良く、友情を深め、教養を高めることを目的とします。

第3条 この会の目的を達成するため、つぎの事業をおこないます。

ア 会員の親睦や教養を高めるための会合やイベントをします。

イ 母校に対して協力します。

ウ 会員名簿の管理をします。

エ その他

第4条 この会の会員は次の4種に分けます。

ア 正会員

(1) 石川県立いしかわ特別支援学校の卒業生

(2) 石川県立総合養護学校の卒業生

(3) 石川県立平和町養護学校の卒業生

(4) 石川県立養護学校平和町分校の卒業生

イ 準会員

(1) この会の趣旨に同意して入会した人

ウ 特別会員

(1) 本校の教職員（旧職員も含みます。）

エ サポーター

(1)同窓会の保護者など同窓会の趣旨に賛同し活動の支援をしてくださる方。

第5条 この会に次の役員をおきます。

ア 会長	1名	イ 副会長	1名
ウ 書記	若干名	エ 会計	若干名
オ 監査	若干名	カ 広報	若干名

第6条 役員は、正会員の中から選び、総会で承認します。

第7条 役員の任期は5年とします。ただし、再選してもかまいません。

※サポーターは交代してもかまいません。おこななくてもかまいません。

第8条 役員の仕事は次のとおりです。

- ア 会長は、本会の代表として会の運営をおこないます。
- イ 副会長は、会長を助けて、会長に事故があったときはその代わりをします。
- ウ 書記は、本会の記録をおこないます。
- エ 会計は、本会の会計事務をおこないます。
- オ 監査は、本会の会計監査をおこないます。
- カ 広報は、本会の活動などをホームページなどに掲載します。
- キ サポーターは、役員支援をします。

第9条 幹事とは、次の人のことです。

- ア 各年度の卒業生の中から選ばれた人。
- イ 本校の同窓会事務を担当している職員。

第10条 幹事は会長の指示を受けて会の仕事を手伝います。また、同じ年に卒業した会員の中心となり、事務局と連絡をします。

第11条 総会は5年に1回、会長の指示を受けて開きます。

第12条 幹事会は必要に応じて会長（副会長）の指示を受けて開き、会の運営や大切なことの相談をします。

第13条 総会、幹事会での議決はすべての出席者の過半数により決めます。

第14条 この会の運営は、会費、寄付金及びその他の収入をあてます。

第15条 正会員は、高等部卒業時に会費3,000円をおさめます。小・中学部から別のところへ進学、就労するときも会費3,000円をおさめます。なお、会費は2度おさめる必要はありません。

第16条 この会の会計年度は4月1日から3月31日までとします。

第17条 この会則は平成22年4月1日より実施します。